工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　四等三角点青山（北緯三三度一七分二三秒東経一三一度二九分）から六四度一四分二七秒二、二九三・九九九メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から八一度三分七秒七九・六二七メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から一七八度三五分四九秒三三二・六三九メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一七〇度五五分四秒七一六・二五六メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から二六六度五六分四五秒一九四・二六三メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から三一　四度二五分一三秒一七九・五六八メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から三五〇度五五分二秒五七一・六三三メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から三五八度三五分四八秒二〇一・九七五メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十四年十月三十一日

○国土交通省告示第千百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十七年六月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
三　施行地区　大阪府大阪市北区大深町及び芝田二丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二十二号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十七年六月二十四日
七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十四年十月三十一日

○国土交通省告示第千百九十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定により、平成二十四年十月十七日付けをもって、港湾管理者が大阪市である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地
　イ　商号
　　大阪港埠頭株式会社
　ロ　本店の所在地
　　大阪市住之江区南港北二丁目一番十号
二　意見書の処理の経過
　　意見書の提出なし
三　当該特例港湾運営会社の指定の理由
　1　大阪港埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、大阪港港湾計画に適合するものであると認められる。
　2　1のほか、大阪港埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。
　3　大阪港埠頭株式会社は、特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。
　4　大阪港埠頭株式会社の所有する埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することは、特定埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。
　5　以上により、大阪港埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が大阪市である埠頭群を運営する者として指定する。

○国土交通省告示第千百九十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定により、平成二十四年十月十七日付けをもって、港湾管理者が神戸市である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地
　イ　商号
　　神戸港埠頭株式会社
　ロ　本店の所在地
　　神戸市中央区浜辺通五丁目一番十四号
二　意見書の処理の経過
　　意見書の提出なし
三　当該特例港湾運営会社の指定の理由
　1　神戸港埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、神戸港港湾計画に適合するものであると認められる。
　2　1のほか、神戸港埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。
　3　神戸港埠頭株式会社は、特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。
　4　神戸港埠頭株式会社の所有する埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することは、特定埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。
　5　以上により、神戸港埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が神戸市である埠頭群を運営する者として指定する。

○国土交通省告示第千百九十七号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録年月日　平成二十四年十月十七日
二　登録番号　㈠第十六号
三　氏名又は名称　株式会社Ｋｅｎビジネススクール
四　住所　東京都新宿区西新宿六丁目十二番七号　ストーク新宿一階
五　法人である場合の代表者の氏名　田中　淳